

2017年度の受賞者

京都創造者大賞

宇治茶の郷づくり協議会

世界に誇る緑茶ブランド
「宇治茶」の振興発展

京都創造者賞

京都水族館

京都に住む子どもたちが
水と、水に棲むいきものたちと親しめる
総合エデュテインメント型施設

株式会社京都放送 報道局
京biz制作チーム

KBS京都 経済情報番組「京bizシリーズ」

公益財団法人

世界遺産賀茂御祖神社境内糺の森保存会

糺の森の保存整備活動や
葵祭・式年遷宮・流鏝馬など
千年の伝統祭事等の保存事業助成

京都創造者憲章

- 一、春はあけぼの。清少納言がながめた紫いろの夜明けの雲は、いまも東山にたなびく。私たちは京都のこの風土と歴史のゆたかさをとつとび、ここにたくわえられた知恵を今日に生かし、明日に伝える。
- 二、夏はよる。北山の闇を飛びかうほたるは、先人たちのみたまの火。その火にみちびかれて私たちの心は夜の深みに下り、みずみずしく洗われて新たな創造の力を得る。
- 三、秋は夕暮。西山に日が入るころの風の音、虫の音は、みやこの文化と生業を^{なまわい}つらぬく格別のひびき。「ものあはれ」へのこの感覚のするどさを生かしてこそ、京都独自の文物は生まれ、世界の人々の心に訴える。
- 四、冬は早朝。白い霜のおく寒さのなかに、かえって背筋をのばし、声をかけあつて立ち働く。このすがすがしき、この誇りとよろこびこそが、藝術都市京都の風格を守り、京都創造の品々の品格を高めて、これを世界の先端に立たせるだろう。

京都創造者大賞 2018

~創造と交流が生み出す未来~

募集要項

千二百年の歴史に培われた豊かな文化、四季折々の美しい自然。花鳥風月を愛でる繊細な心。このような京都独自の文化や風土、感性に育まれて、都びとは伝統を守りつつ革新を繰り返してきました。そして今も、京都には、守るべきものを守りながら、創造性に溢れた活動を続け、京都ブランドのイメージアップや京都の都市格向上への貢献はもとより、未来の京都へと引き継いでいくべき事例が多くあります。こうした取り組みの担い手を「京都創造者」と位置づけ、文化首都・京都の地から、その活躍を広く国内外に知らしめ、オール京都によりその功績をたたえるため、「京都創造者大賞2018」を実施します。自薦・他薦を問わず、創造的な取り組みをされている皆様方のご応募をお待ちしております。

京都創造者大賞 応募者及び推薦者についての個人情報保護方針

京都創造者大賞顕彰委員会、選考委員会、京都商工会議所京都ブランド推進特別委員会及び京都ブランド推進連絡協議会(京都創造者大賞事務局)は、個人情報保護法の趣旨に基づき、以下の通り応募者及び推薦者から提供された個人情報の適切な取り扱いと管理に努めます。

- 1 応募者及び推薦者から提供いただきました個人情報は、京都創造者大賞の実施、選考、受賞者の発表にのみ利用いたします。
- 2 応募者及び推薦者から提供された個人情報のうち、受賞者以外の個人情報は、選考期間終了後5年間、京都創造者大賞事務局において保管し、その後、廃棄いたします。
- 3 応募者及び推薦者から提供された個人情報は、適切な管理をし、これを維持します。
- 4 京都創造者大賞顕彰委員会は、応募者及び推薦者から提供された個人情報をあらかじめ本人の同意を得ることなく、選考委員会、京都商工会議所京都ブランド推進特別委員会、京都ブランド推進連絡協議会以外の第三者に提供することはありません。ただし、個人情報保護法第23条の各項に該当する場合には、第三者へ提供することがあります。

お問い合わせ先 [京都創造者大賞事務局]

京都ブランド推進連絡協議会
〒604-0862 京都市中京区烏丸通夷川上ル 京都商工会議所 産業振興部内
TEL:075-212-6450/FAX:075-255-0428/E-mail:taiyo@kyo.or.jp
URL : <http://www.kyo.or.jp/brand/>

主催：京都創造者大賞顕彰委員会（京都府・京都市・京都商工会議所）

後援（予定）：京都新聞・朝日新聞京都総局・産経新聞社京都総局・日本経済新聞社京都支社
毎日新聞京都支局・読売新聞京都総局・共同通信社京都支局・時事通信社京都総局
NHK京都放送局・KBS京都・エフエム京都

1 募集対象

個人、法人、団体及びその商品や作品、技術、サービスなどで、以下の各項目に該当するものを対象とします。
活動拠点については、京都であることを限定しません。

- ①日本国内または世界に向けて、京都府域における「京都ブランド」のイメージアップや京都の都市格向上に著しく貢献していること。または今後、貢献することが大いに期待できること。
- ②特許、著作権またはプライバシー等の第三者の権利を侵害していないこと。

具体的には次のような活動や取り組みを対象とします。

- 京都の文化・産業に根差した創造的な活動や取り組みであり、地方創生の先駆的なモデルとして、文化首都・京都から国内外に発信する事例として相応しいと認められるもの。
- 「京都ビジョン2040」に掲げる30年後の京都が目指すべき姿である「世界交流首都・京都」の実現につながる創造的かつ模範的な活動や取り組み。
- 革新的な取り組みやサービス、商品の開発などで、日本の文化・産業の社会的・経済的価値を今後、著しく高めることが期待できるもの。

2 賞の種類

京都創造者大賞 1点 (特に顕著な功績が認められるもの。)

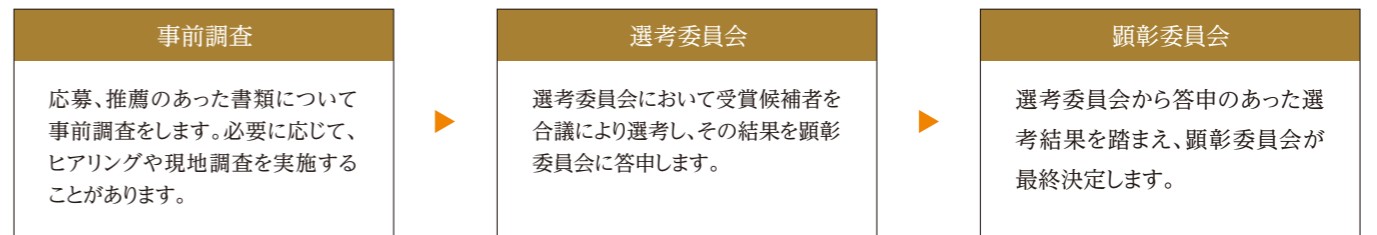
京都創造者賞 数点(3点程度) (京都創造者大賞に準じ、特に優れたもの。)

※選考委員会において優れた取り組みと認められた場合は、顕彰委員会の承認を得て、別途、賞を授与することがあります。
※該当者がいない場合は、賞の授与を見送ることがあります。

3 募集方法

- ①募集期間
平成30年3月20日(火)～5月18日(金)(当日必着)
- ②応募方法
所定用紙に必要事項を記入し、「京都創造者大賞応募書類在中」と朱書の上、郵送または持参してください。
●ホームページからご応募いただけます。(http://www.kyo.or.jp/brand/award/)
- 【提出先】京都創造者大賞事務局 〒604-0862 京都市中京区烏丸通夷川上ル 京都商工会議所 産業振興部内
- ③添付書類
概要がわかる書類、パンフレット等を添付してください。
- ④応募費用
応募に際して、参加費、手数料等は一切かかりません。但し、応募書類の郵送料は、応募者の負担とさせていただきます。
- ⑤その他
 - 提出いただいた応募書類は返却いたしません。
 - 応募書類に不備がある場合は、審査対象から除外する場合があります。
 - 同じ内容について、前回から連続したご応募も可能です。
 - 事前調査にあたり、書類内容の確認や質問など事務局から応募者または推薦者に対して連絡をさせていただくことがあります。このため、事務局からの連絡に適切な対応がなされない場合や一定期間連絡が取れない場合には、審査対象から除外する場合があります。
 - 受賞者発表前の候補者に関するお問い合わせや、選考状況に関するお問い合わせには、一切お答えできません。
 - 受賞された取り組みにつきましては、授賞式及びホームページ、パンフレット、マスコミ等で公開するとともに、各種事業へのご協力をお願いすることがあります。

4 選考方法



※選考結果は、ホームページなどで発表するとともに、文書により応募者または推薦者に通知します。
※顕彰委員会及び選考委員会については学識経験者、行政、経済界など各界の有識者で構成される以下のメンバーです。(平成30年3月現在)

■ 顕彰委員会【順不同・敬称略】

特別顧問	千 玄室 (裏千家 前家元・大宗匠)	委員	山田 啓二 (京都府知事)
委員長	立石 義雄 (京都商工会議所 会頭)		門川 大作 (京都市長)

■ 選考委員会【順不同・敬称略】

委員長	横山 俊夫 (京都大学 名誉教授、静岡文化芸術大学 学長)	委員	永島 宣彦 (株式会社京都新聞社 代表取締役社長)
委員	池坊 専好 (華道家元池坊 次期家元)		西村 明美 (柗家 女将)
	小松 和彦 (国際日本文化研究センター 所長)		渡部 秀敏 (京都商工会議所 京都ブランド推進特別委員会 副委員長)
	齋藤 茂 (京都ブランド推進連絡協議会 会長)		兒島 宏尚 (京都府 商工労働観光部 部長)
	ジェフ・パークランド (京都外国語大学・大学院 教授)		吉川 雅則 (京都市 総合企画局 京都創生担当局長)
	寺井 友秀 (日本放送協会 京都放送局 局長)	奥原 恒興 (京都商工会議所 専務理事)	

5 副賞

受賞者には、賞状(京都創造者大賞顕彰委員会委員長(京都商工会議所会頭)、京都府知事、京都市長 連名)のほか、次の副賞を授賞式において授与します。
●京都創造者大賞：トロフィー及び活動助成金(100万円) ●京都創造者賞：トロフィー及び活動助成金(50万円)



6 授賞式

平成30年9月3日(月) 於:ロームシアター京都 ※授賞式の詳細は追って公表します。
受賞者はやむを得ない事情がない限り、授賞式に出席していただきます。また、授賞式においてコメントを頂く場合があります。受賞者に贈呈されるトロフィー「創造の息吹」江里敏明作

7 その他

- 応募の取り消し
応募者または推薦者は、手続き終了後、やむを得ない理由によりその申請が難しくなった場合は、応募または推薦を取り下げることができます。この場合、応募者または推薦者は文書により主催者に連絡しなくてはなりません。
- 賞の取り消し
受賞発表後でも、虚偽の事実や本賞の名誉を毀損する事実があった場合は、顕彰委員会において協議の上、賞を取り消すことがあります。この場合、受賞者は賞状及び副賞を主催者に返還しなければなりません。
- 個人情報の取り扱い
「応募者及び推薦者についての個人情報保護方針」に則り、管理及び利用を行います。

※本事業についての最新情報は、ホームページでご確認下さい。 <http://www.kyo.or.jp/brand/award/>